

## 群馬県立ぐんま天文台ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県立ぐんま天文台ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、群馬県立ぐんま天文台ホームページ（以下「天文台HP」という。）に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

### (広告の仕様等)

第2条 広告を掲載する仕様、枠数、広告掲載料は、別表のとおりとする。

### (広告主の制限)

第3条 要綱第3条第1項第5号に規定する、広告主とすることが適当でない者は次のとおりとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者、並びに専らこれらの営業で利用される設備、機械器具、物品を製造若しくは販売する者
- (2) 「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者並びに美容施術を行う者
- (4) 興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者
- (5) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたう事業を行う者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (7) 社会通念上好ましくないとされる事例が確認されている者
- (8) その他天文台HPに広告掲載することが適当でないと認められる者

### (広告内容の制限)

第4条 要綱第3条第2項第10号に規定する、広告の内容として適当でないものは次のとおりとする。

- (1) 差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの
- (3) 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられている商品、サービスなどを広告するもの
- (4) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するものを根拠として提供される商品、サービスなどを広告するもの
- (6) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示などがあるもの
- (7) 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定しているかのような表現のあるもの
- (8) 広告の一部若しくは全部が次の各号に掲げる内容を含むか、広告表現によりこれらを容易に連想させるもの。
  - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 威迫又は脅迫しているような表現のあるもの
  - ウ 水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの、及びその他わいせつ性や性的羞恥を連想・想起させるもの
  - エ 残酷な描写や生命・人格を軽んじるような表現のあるもの
  - オ 著しく射幸心を煽るもの
  - カ その他不快感をもよおす表現のあるもの
- (9) その他県行政の公共性又は信頼性を損なうおそれがあるもの
- (10) 県からの補助金、委託費などにより実施されるもの
- (11) その他天文台HPに広告掲載することが適当でないと認められるもの

### (不適切サイトへのリンク規制)

第5条 第3条及び第4条の制限に該当するサイトのほか、次の各号のいずれかに該当するサイトは不適切サイトと見なす。

- (1) いわゆる「出会い系」サイト
- (2) 専ら、投稿、書き込み、ファイル交換を目的とするサイト
- (3) 海外に所在するサーバに置かれたサイト
- (4) ウィルス感染対策や不正アクセス対策が不十分なサイト
- (5) 閲覧者の意思に反した動きをしたり誤解を与えたりするおそれのあるサイト
- (6) 前各号のサイトへのリンクがはられたサイト

2 前項各号に掲げる不適切サイトへのリンクがある場合、広告掲載の対象としない。

### (広告の募集)

第6条 広告掲載の募集は、天文台HP等において行うものとする。

- 2 広告掲載の募集は、翌年度4月1日からの広告について、別に定める期間募集を行うものとする。
- 3 前項の募集期間内に広告枠数(3枠)まで達しないときは、募集を継続することがある。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として年度単位(4月1日から3月31日まで)の連続掲載とする。また、年度途中からの掲載は、1箇月を単位として年度内の3月31日までとする。

- 2 掲載期間内においてもメンテナンス及び作業等の状況により掲載できない期間が生ずる場合がある。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)にバナー広告の原稿を添付して、天文台長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 天文台長は、前項の規定による申し込みがあったときは、本要領及び群馬県広告掲載基準に基づき広告の内容やリンク先の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の申し込みが、募集広告枠数(3枠)を超えた場合は、申込順や掲載希望期間などを考慮し、選考することとし、同条件の場合は抽選により広告主を決定する。

3 天文台長は、前各項の規定により広告掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式2号)により、その他の申込者については、広告不掲載決定通知書(別記様式3号)により、それぞれ通知するものとする。

(契約締結と広告掲載料の納付)

第10条 天文台長は、前条第3項により広告掲載決定をした広告主と翌年度4月1日付けで契約を締結をし、広告主は、天文台長の発行する納入通知書により、指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

2 第6条第3項に基づき募集については、広告掲載決定後の月初日からの契約とし、前項にならい随時契約手続並びに広告掲載料の納付手続を行うこととする。

(広告の掲載中止)

第11条 広告主が第3条に掲げる広告主とすることが適当でない者となったとき、又は広告が第4条に掲げる広告の内容として適当でないものに該当するに至ったとき、又は第5条に掲げる不適切サイトへのリンクがあるとき、又は要綱第3条に掲げる広告主及び広告内容であることが判明したとき、又はリンク先となる広告主ウェブサイトが不正改ざんされたおそれがあるとき、又は広告主から掲載中止の申し出があったときは、天文台長は広告掲載を中止する。

2 広告の掲載により第三者に損害が生じた場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。

3 第1項に該当する場合であっても、広告掲載料の減額及び返還はしない。

附 則

この要領は、平成27年1月27日から施行する。

別表(第2条関係)

仕 様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告は、バナー広告とする</li> <li>・ 掲載位置は、トップページ下段とし、天文台の指定する位置とする。</li> <li>・ 広告は、原則として年度単位(4月1日から3月31日まで)の連続掲載とする。(途中の更新はできない。)</li> <li>・ 広告画像は、縦40×横195ピクセルで、10KB以下のgif又はjpgに限る。</li> <li>・ バナー広告の原稿は、広告主が製作すること。</li> <li>・ サイトポリシー等による表現の制限、禁止事項</li> </ul> <p>以下の広告は掲載できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ファイルサイズで10KBを超える広告</li> <li>(2) 動画による広告、画像・文字が位置や形を変える広告、点滅する広告</li> <li>(3) 色弱者等が判別しにくい配色、リンク先が判然としない表現、alt属性を付記しがたい表現</li> <li>(4) その他、群馬県ウェブサイトアクセシビリティガイドラインに規定する方針や、日本工業規格JIS X 8341-3:2010の基準に適合していないと判断されるもの。</li> </ul>
枠 数	3 枠
広 告 掲 載 料	1 枠につき            1 箇月        3, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む) 1 枠につき            1 2 箇月     3 6, 0 0 0 円(消費税及び地方消費税を含む)
その他特記 事項	バナー広告の掲載にあたっては、群馬県立ぐんま天文台ホームページ広告掲載要綱及び同要領並びに群馬県広告掲載要綱、群馬県広告掲載基準に基づき行うこととする。